

平成29年6月30日

平成29年度国立研究開発法人物質・材料研究機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成29年度国立研究開発法人物質・材料研究機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成28年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は729件、契約金額は85億円である。うち競争性のある契約は689件（94.5%）、81.9億円（96.3%）、競争性のない随意契約は40件（5.5%）、3.1億円（3.7%）となっている。平成27年度と比較すると競争性のある契約の金額が約23億円の増加となっている。これは補正予算で措置された「構内ネットワーク再整備工事」「レーザーアトムプローブ解析装置」及び複数年契約による電気、都市ガス供給契約等の新規契約が平成28年度に加わったことが大きな要因である。

なお、競争性のない随意契約については、上下水道、ソフトウェアの使用許諾等の当該調達の相手方が特定される契約のみであり、真にやむを得ないものである。

表1 平成28年度機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成27年度		平成28年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(91.9%) 682	(91.4%) 57.2	(93.4%) 681	(94.9%) 80.7	(+1.5) △ 1	(+3.4) 23.5
企画競争・公募	(0.8%) 6	(1.8%) 1.1	(1.1%) 8	(1.4%) 1.2	(+0.3) 2	(△0.3) 0.1
競争性のある契約(小計)	(92.7%) 688	(93.2%) 58.3	(94.5%) 689	(96.3%) 81.9	(+1.8) 1	(+3.1) 23.6
競争性のない随意契約	(7.3%) 54	(6.8%) 4.2	(5.5%) 40	(3.7%) 3.1	(△1.8) △ 14	(△3.1) △ 1.1
合計	(100%) 742	(100%) 62.5	(100%) 729	(100%) 85.0		△ 13 22.5

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成28年度の対27年度伸び率(ポイント)である。

(注3) 少額随意契約を除く。

(2) 競争性のある契約のうち、平成28年度の一者応札・応募の状況は表2のようになっており、1者以下となった契約件数は527件（76.5%）、契約金額は42.8億円（52.2%）である。

平成27年度と比較して、一者応札・応募による契約件数が増えた要因としては、研

究機器の購入・改修等でその特殊性から供給元が限定された案件が昨年度に比して多かったことから、それが一者応札となったことが主な要因である。また、2者以上が応札した契約金額が増えた要因としては、電気、都市ガス供給契約が複数者応札となったことが主な要因である。

表2 平成28年度機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成27年度	平成28年度	比較増△減
2者以上	件数	192 (27.9%)	162 (23.5%)	△ 30 (△4.4)
	金額	18.6 (31.9%)	39.1 (47.8%)	20.5 (+15.8)
1者以下	件数	496 (72.1%)	527 (76.5%)	31 (+4.4)
	金額	39.7 (68.1%)	42.8 (52.2%)	3.1 (△15.8)
合計	件数	688 (100%)	689 (100%)	1
	金額	58.3 (100%)	81.9 (100%)	23.6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成28年度の対27年度伸び率(ポイント)である。

(注3) 不落随意契約を含む。

また、一者応札・応募のうち、契約種別による内訳は表3のとおりである。

表3 平成27, 28年度一者応札・応募のうち契約種別(物品、役務、工事) (単位:件、億円)

		平成27年度		平成28年度		比較増△減	
物品	件数	276	55.8%	281	53.7%	5	(△2.0)
	金額	14.6	47.9%	24.3	57.3%	10	(+9.4)
役務	件数	209	42.2%	236	45.1%	27	(+2.9)
	金額	11.6	38.2%	11.9	28.0%	0	(△10.2)
工事	件数	10	2.0%	6	1.1%	△ 4	(△0.9)
	金額	4.2	13.8%	6.2	14.7%	2	(+0.9)
合計	件数	495	100%	523	100%	28	
	金額	30.4	100%	42.4	100%	12	

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない

(注2) 比較増△減の()書きは、平成28年度の対27年度伸び率(ポイント)である。

(注3) 不落随意契約を含む

(注4) 賃貸借契約を除く

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め、特に機構における調達件数の多くを占める研究機器類の調達や設備の点検・整備をはじめとする物品・役務関係の調達に着目し、以下の取組を行うことにより調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

また、特定国立研究開発法人における新たな調達方式として「特定国立研究開発法人の調達に係る事務について」(平成29年3月内閣総理大臣・総務大臣決定)において定められた特定研発特例随意契約については、導入するための条件となっている必要な導入体制の整備等について引き続き検討する。

(1) 随意契約の適正化に関する取組

・「競争性のない随意契約」については、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約方式に移行した結果、「競争性のない随意契約」の件数（全契約件数に占める割合）は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）等に基づき策定した「随意契約見直し計画」の見直し対象年度となった平成20年度の116件（13.2%）から、削減に取り組んだ結果、平成28年度は40件（5.5%）となっている。

平成29年度においても、引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、当機構契約事務細則にある随意契約ができる場合の事由との整合性やその理由等の審査を機構内に置かれた契約審査委員会で行うとともに、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において事後点検を受けることとする。

・契約の性質上、履行可能な者が限られる既存装置の保守等の案件については、競争入札の可能性について慎重に検討の上、履行可能な者が1者しかないことがほぼ確実と考えられる場合には、当該調達のために必要となる技術等を明示して参加者を募る「随意契約事前確認公募」により調達の効率化に努めるとともに公平性、透明性を確保する。公募の手続きで特定の者だけが履行し得ることが確認された場合には価格交渉を行い、契約を締結することとし、履行可能者が複数の場合は競争性のある契約へ移行することとする。

(2) 一者応札・応募の低減に向けた取組

一者応札・応募で契約している案件のうち、特に材料科学技術に関する基礎研究および基盤的研究開発等に係る調達については案件の特殊性から応札者が限られる傾向があるため、前記の「随意契約事前確認公募」によることが妥当な案件については同公募に移行するとともに、一般競争で行う案件は引き続き、以下の取組を行うことにより、複数事業者の参入による競争性の確保に努めることとする。また、契約過程や契約内容の妥当性について、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において事後点検を受けることとする。

①公告期間の確保

最低価格落札方式、総合評価落札方式、企画競争方式による調達については、公告から受領期限まで、20日以上十分な周知期間を確保する。

②競争参加資格制限の緩和

予定金額による競争参加資格制限を緩和し、原則として全資格等級が参加できるようにする。

③調達予定情報の提供

機構のホームページへ年間の調達予定情報のほか年度途中において発生した調達案件についても入札公告前に案件名を公開することにより、応札者が準備に要する期間を確保できるようにする。

④仕様書の審査

受注者を限定しているような仕様書となっていないかの事前審査を機構内に設置した「契約審査委員会」（契約見込額3,000万円以上/件の案件）、「仕様審査アドバイザー」（契約見込額800万円以上/件の案件）において引き続き行うとともに、チェックリストも活用する。

⑤競争参加者の積極的な発掘

文部科学省及び所管関係法人ホームページで調達情報について相互にリンクを張るとともに、地元商工会等ホームページへ調達情報を掲載する。

⑥メールマガジンの配信

入札公告掲示の都度、「NIMS調達情報メールマガジン」によるメール配信を行い、情報を広く展開する。

⑦電子入札システムの活用等

機構のホームページより入札公告、仕様書等の受領から応札まで可能な「電子入札システム」の活用や入札書類の受領方法について、従来の持参方式に加え、郵送等による書類受領についても可能とするなど、応札参加者の利便性を図る。

⑧情報収集

応札を辞退した事業者に対し、その理由を確認するためのアンケート調査を行うとともに、辞退理由を要求担当者にフィードバックするなどして、更なる改善を図る。

(3) 共同調達・一括調達による事務合理化・調達経費削減

物品・役務関係については、汎用的な備品・消耗品等を中心に他機関*との共同調達（トイレットペーパー、PPC用紙、蛍光管 計約3百万円）及び一括調達（パソコン、実験・建物設備等維持管理用薬品等、計約10百万円）を行うなどして、事務処理の効率化・調達費用の削減に努めることとし、平成29年度は本取組による調達案件を前年度より拡大する。

*筑波大学、茨城大学、筑波技術大学、高エネルギー加速器研究機構、防災科学技術研究所、教員研修センターの6機関

(4) インターネット調達の拡充

50万円未満の文具事務用品等の物品の効率的な調達を図るため、インターネット調達に引き続き取り組むとともに、文具事務用品以外のオフィス用品、理化学用品、IT関連用品等の品目への拡充を引き続き検討し、効率的かつ迅速な納品に取り組む。

(5) オープンカウンター方式による見積合わせの実施

平成28年度後半より試行を始めたオープンカウンター方式（機構の窓口やホームページに調達情報を提示したうえで、幅広く見積参加者を募る方式）については、従来の相手方を任意に特定して見積書を徴取する方式に比較すると、調達の公平性、透明性を確保できるとともに事務の効率化にもつながることが検証できたため、郵送による見積書提出も可能とする等、参加業者側の利便性にも配慮しつつ、100万円以上の少額随意契約の範囲内において、本取組みを本格的に実施する。

(6) その他留意事項

本計画の実施にあたっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年6月30日法律第97号）、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年6月27日法律第50号）等の諸施策との整合性にも留意する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 研究課題責任者等が締結した契約状況の確認等

当機構の物品購入及び役務の調達のうち予定価格が50万円未満の調達については、迅速な調達を促進するため、機構の会計規程「会計担当者の職位及び所管する事務の範囲等を定める細則」により、契約担当部局である調達室以外に研究課題責任者等による契約の締結が認められている。

この場合、研究課題責任者等が締結した契約について分割発注及び預け金等の不適切な経理の発生を抑止又は監視のため、研究課題責任者等が契約した案件について、四半期ごとに内部統制推進室、総務部門経理室、総務部門調達室の職員をもって構成した確認チームが、見積書等の会計書類又はデータの確認の他、研究課題責任者等若しくは取引業者への聞き取り、または物品等の実地調査のうち一部または全部の方法により行うこととする。

(2) 随意契約に関する内部統制の確立

少額以外の随意契約を締結しようとする案件については、機構内に設置された契約審査委員会において、事前に機構契約事務細則における「随意契約によることができる事由」との適合を厳しく吟味し、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。

(3) 発注者以外の職員の立会いによる検収の徹底

不祥事等の発生を未然に防止するため、「公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成26年2月改正）」を踏まえ、全ての購入物品、役務、工事において、発注者の検査のほか、原則として事務部門が検収を実施することによるチェックが有効に機能するシステムを引き続き運用することにより、架空発注の防止を図ることとする。

(4) 研究者、調達担当者に対する調達に関する不祥事案等の研修の実施

・平成27年12月に判明した当機構研究員による研究費の不適切な使用*についての事案発生の原因、背景等に鑑み、関係者のコンプライアンス意識の向上を図るため、継続的に研修等によるコンプライアンス教育を推進して研究費の不正使用を未然に防ぐための環境整備を行う。

*参照URL：<http://www.nims.go.jp/news/press/2015/12/201512250.html>

・調達に関するマニュアル類は不断の見直しを行い、改訂した場合は機構内イントラネット等を通じ、職員に周知徹底を図るものとする。さらに会計検査院の決算検査報告に掲載された事案や新聞報道などで取り上げられた他法人等の事案のうち、機構にも大きな影響を与えるものと思料される事案については、機構内イントラネットによる周知やe-learningによる研修などを活用し、注意喚起を行う。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣の評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約審査委員会において調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務担当理事(委員長)

副総括責任者 総務部門長

メンバー 企画部門経営戦略室長

総務部門経理室長

総務部門調達室長

ほか 研究者を含む委員長の指名する者

また、契約審査委員会の下に実務作業を行う契約担当職員で構成される推進チームを置き、計画の推進に係る実務を担うこととする。

(2) 契約監視委員会

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める規程（競争性のない随意契約及び一般競争入札等における競争性の確保（一者応札））に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。